

第8号様式（第8条関係）

世富第950号 - 1
平成30年10月5日

富士山の銘水株式会社
代表取締役 栗井 英朗 殿

山梨県知事 後藤 斎

富士山の銘水(株)新工場建設事業に係る景観配慮書
に対する意見について（送付）

平成30年8月27日付けで送付があった景観配慮書に対する、山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手續に関する条例第8条第1項の規定による意見は、別紙のとおりです。

県民生活部世界遺産富士山課 保全管理担当 TEL 055(223)1330

富士山の銘水(株)新工場建設事業に係る景観配慮書
に対する意見について

1 対象事業

- (1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称：富士山の銘水株式会社
代表者の氏名：代表取締役 栗井 英朗
主たる事務所の所在地：山梨県富士吉田市上吉田4,961番地 1
- (2) 対象事業の名称
富士山の銘水(株)新工場建設事業
- (3) 対象事業の種類
宅地の造成
- (4) 対象事業の規模
51,435.12m²
- (5) 対象事業の実施に係る区域の位置
山梨県富士吉田市上吉田地内

2 意見

(1) 全般的事項

事業者は、景観配慮の手続を通じて景観保全対策を策定するものであり、その結果を踏まえて各種法令による届出等の手続を行うこととなります。このため、景観配慮書に記載した保全措置等を確実に実行できるよう、各種法令を所管する機関とも十分に協議を行ってください。

(2) 個別的事項

対象事業の実施に係る区域は、市道に面し間口も広いため、周辺の自然環境との違和感をもたらす要因となります。このため、自然景観の連続性を維持するとともに、沿道からの視認を低減するために、植栽など景観影響を最小化するための保全措置を検討してください。

3 告知

景観配慮書の記載事項について補足又は追加の説明を希望する場合は、この意見書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に山梨県知事に対し、景観配慮書の記載事項について説明する機会を与えるよう請求することができます。この場合の請求は、説明機会付与請求書(山梨県世界遺産富士山の保全に係る景観配慮の手続に関する書類の様式等を定める要領第3号様式)により行ってください。